

同意書

(保育士修学資金用)

記入日 年 月 日

- 1 申請者および法定代理人（親権者等）は、保育士修学資金貸付の貸付要綱を承諾のうえ、貸付申請および個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 2 連帯保証人は、保育士修学資金貸付の貸付要綱、連帯保証人の責務等を承諾し、個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 3 申請者、法定代理人（親権者等）および連帯保証人は、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを約束します。

申請者（修学生） _____ 印

法定代理人 _____ 印
(親権者等)

法定代理人 _____ 印
(親権者等)

【個人】連帯保証人（予定） _____ 印
(法定代理人（親権者等）を兼ねる方は、再度、記入してください)

【個人】連帯保証人（予定） _____ 印
(法定代理人（親権者等）以外の第三者の方)

【法人】連帯保証人（予定）
(法人保証を行う法人名)

代表者
公印

※添付の「連帯保証について」、「情報提供義務について」、「個人情報の取扱いに関する同意事項」、「大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱・要領（抜粋）」を、十分にお読みください。また必要に応じて写しをお取りください。

※申請者、法定代理人および連帯保証人全員が、各々自署、捺印してください。

ご家族の場合はそれぞれ異なる印（認め印で可）を捺印してください。

【連帯保証について】

① 連帯保証人の責務について

申請者（以下、修学生）に貸付要綱の規程通りの返還をいただけない場合、修学生に代わり、連帯保証人に返還いただくこととなります。

② 連帯保証人の特徴について

連帯保証人は、次の事由がある場合においても府社協からの返還の請求を拒むことはできません。

ア 府社協が修学生へ返還の請求を十分に行っていないこと。

イ 修学生が資産を有していること。

③ 連帯保証人の責任の範囲について

複数の連帯保証人がいる場合であっても、連帯保証人それぞれが、借入金、延滞利子並びに借入金から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

【情報提供義務について】

① 申請者・法定代理人から連帯保証人（個人）への情報提供義務

申請者（法定代理人）は、連帯保証人になることを他人に依頼する場合、連帯保証人になるかどうかの判断を助けるために、申請者（法定代理人）の財産や収支の状況、申請する債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなければなりません。

② 連帯保証人（個人および法人）から府社協に対して求められる情報

連帯保証人は、府社協に対して、主債務についての返還の状況に関する情報の提供を求められます。

【個人情報の取扱に関する同意事項】

① 個人情報の利用目的および取得について

本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業および就業の促進、ならびに質の高い保育士の養成確保に資すること、債権保全を目的とします。

本会は、保育士修学資金の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

② 個人情報の利用について

本事業において、個人情報を利用する場合は、上記による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

ここでいう第三者は、修学している学校(養成施設)、業務従事先事業所、他の社会福祉協議会、福祉事務所、警察、市町村など行政機関等をさします。

③ 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用すること、および上記〈個人情報の利用について〉による場合と法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

④ 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規定による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合については、身分証明書等により本人であることを確認したうえで開示します。

⑤ 個人情報の種類(本事業にかかわって取得・利用する個人情報)

- | | | | | |
|---------------|----------------------|-------------------|---------------|-----------|
| ①修学生名簿 | ②修学資金貸付申請書 | ③住民票(謄本) | ④修学生決定・不承認通知書 | |
| ⑤推薦状 | ⑥保育士修学資金貸付推薦者名簿 | ⑦在学証明書 | ⑧誓約書 | ⑨修学資金借用証書 |
| ⑩印鑑登録証明書 | ⑪源泉徴収票又は住民税課税証明書 | ⑫住民税非課税証明書 | | |
| ⑬生活保護受給証明書 | ⑭保護変更決定通知書(写し) | ⑮振込先金融機関の通帳など(写し) | | |
| ⑯業務従事開始届 | ⑰保育士登録証(写し) | ⑱現況報告書 | ⑲業務従事期間証明書 | |
| ⑳修学資金返還計画書 | ㉑修学資金返還猶予申請書 | ㉒修学資金返還免除申請書 | | |
| ㉓各種 決定・不承認通知書 | ㉔その他会長が必要と認める各種届及び書類 | | | |

【大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱・要領（抜粋）】～貸付後の留意点～

要綱（返還の債務の当然免除）

第8条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。）内の第2条第2項に規定する従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、大阪府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

(2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

要綱（返還）

第9条 修学生が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。
- (4) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

要領（届出義務）

第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、養成施設に在学中は養成施設を通じて届け出るものとする。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 修学生が留年したとき。
- (5) 修学生であることを辞退するとき。
- (6) 連帯保証人が死亡したとき

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

3 修学生が、大阪府内において児童の保護等の業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は児童の保護等の業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

要綱（延滞利子）

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。